

独立行政法人日本学生支援機構が
中期目標を達成するための計画
(中期計画)

認可：令和6年3月22日
(一部変更) 令和7年4月11日

独立行政法人日本学生支援機構

目 次

(序 文)	1
(基本方針)	1
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1 奨学金事業	1
2 留学生支援事業	3
3 学生生活支援事業	6
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
1 業務の効率化	7
2 組織の効果的な機能発揮	7
3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	8
4 適切な情報の発信、調査分析等の推進	8
III 財務内容の改善に関する事項	8
1 収入の確保等、寄附金の活用	8
2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	8
IV その他業務運営に関する重要事項	9
1 内部統制・ガバナンスの強化	9
2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	10
3 施設及び設備に関する計画	10
4 人事に関する計画	10

(序 文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 3 条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i) 奨学金事業、(ii) 留学生支援事業、(iii) 学生生活支援事業に係る業務を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

(1) 給付奨学金

① 奨学金の的確な支給

給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行う。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

(2) 貸与奨学金

① 奨学金の的確な貸与

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。

また、大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組む。

返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、今中期目標期間中の貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持する。あわせて、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。

④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用

返還が困難な者へのセーフティネットである、減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上を図り、適切に制度を運用する。

⑤ 多様な返還方法等の提供

企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施する。

⑥ 返還免除制度の適切な運用

目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。

⑦ 機関保証制度の運用

奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。

また、機関保証制度が円滑に機能するように、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

① 奨学金制度の周知及び広報の充実

多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供に努める。

また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備する。

② 学校との連携強化

授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するとともに、奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携を図る。

また、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行う。

③ 効果検証方策等の検討

奨学金の効果の把握・検証に資する情報を得るための方策や、奨学金制度について広く社会の理解増進を図るため、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、在学中から給付や返還が完了するまでの間の機会を捉えて実施可能なものについて国と連携して検討し、具体的な取組を行う。

2 留学生支援事業

「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。

(1) 外国人留学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。

日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を行う。

② 日本留学試験の適切な実施

得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。

なお、試験実施にあたっては、国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努める。

また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策の実施を検討する。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資するよう効果的に広報施策等を実施し、新たな方策を検討するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。

今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和5年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることとする。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を95.8%以上とする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。

④ 学資金の支給等

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。

ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。

イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に

係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。高度外国人材育成課程履修支援制度についても、国や大学等との連携のもと、適切に実施する。

ウ．海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。

エ．外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。

⑤ 宿舎の支援及び交流促進

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生や研究者が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。

また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

⑥ 卒業・修了後の支援

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。

卒業・修了後の外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。

（２）日本人留学生に対する支援

① 海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させる。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。加えて、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを構築し、奨学金制度利用者の活躍事例を活用した情報提供を行う。

更に、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間 30 回以上とする。

② 学資金の支給

グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学

間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第４期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。

官民協働留学支援策である「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」第２ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、2027年度までの派遣人数５千人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。

３ 学生生活支援事業

政府方針に基づき、大学等における障害のある学生への修学支援や、学生のキャリア教育・就職支援等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握、分析、先進的取組の共有等を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。

（１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

大学等における学生生活状況について調査・分析を実施し、国の施策等の充実に資するよう情報提供等を実施する。

また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、学生を取り巻く諸問題や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう、先進的な取組等に関する情報提供等を実施する。

（２）障害のある学生等に対する支援

障害のある学生の修学支援に関する実態調査を通じて現状の把握を行うとともに、障害学生支援に関する諸課題の理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。

また、障害学生に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、総合的な情報提供や、関係機関等と連携した取組等を推進する。

このほか、大学等における学生の心理・メンタルヘルス支援の充実に資する情報提供等を行う。

（３）キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組が推進されるよう、全国規模のガイダンスやワークショップ等を実施する。

また、大学等におけるインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、令和5年度予算を基準として、中期目標期間中、5%以上を削減する。

また、奨学金事業のうち貸与奨学金に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和5年度予算を基準として、令和10年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

(2) 人件費・給与水準の適正化

給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。

2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。

3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。

4 適切な情報の発信、調査分析等の推進

国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。

また、機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等、寄附金の活用

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

寄附金に関しては、寄附金募集に係る広報等を推進するとともに、災害支援をはじめとした支援策への活用を適切に実施する。

2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理

(1) 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

(2) 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,700億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、67億円とする。

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

なし

(4) 重要な財産の処分等に関する計画

なし

(5) 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。

(6) 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

(7) 積立金の使途

前期中期目標期間中の繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。

前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。

(8) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

IV その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 事業運営への外部有識者の参画

運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。

(2) 外部評価の実施

外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。

(3) 理事会等によるガバナンスの確保

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。

(4) リスク管理の推進

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。

(5) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。

(6) 内部監査の実施

業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。

2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

3 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

特に、市谷事務所の再整備については、着実に実施する。

4 人事に関する計画

業務が多様化・複雑化する中、奨学金事業における金融等の専門性や、留学生支援事業における諸外国の情報収集・分析等を行える多様な専門性を持つ人材の確保・育成に向けた取組を実施する。

また、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるよう、多様な職務経験の付与を通じて職員のキャリア形成を促進するとともに、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。

(別紙)

2 (1) 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

令和6年度～令和10年度 予算(総括表)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
収入					
借入金等	5,046,634	-	-	-	5,046,634
運営費交付金	39,779	25,154	1,450	11,555	77,938
育英資金返還免除等補助金	20,796	-	-	-	20,796
学資支給金補助金	1,286,682	-	-	-	1,286,682
留学生交流支援事業費補助金	-	44,482	-	-	44,482
寄附金収入	1,875	3,538	-	-	5,413
貸付回収金	4,475,917	-	-	-	4,475,917
貸付金利息等	221,220	-	-	-	221,220
政府補助金	1,417	-	-	-	1,417
事業収入	-	4,613	-	-	4,613
雑収入	11,911	2,419	-	1	14,332
計	11,106,230	80,207	1,450	11,556	11,199,444
支出					
奨学金貸与事業費	4,136,965	-	-	-	4,136,965
一般管理費	-	-	-	10,868	10,868
うち、人件費(管理系)	-	-	-	5,484	5,484
物件費	-	-	-	5,384	5,384
業務経費	51,209	32,110	1,444	-	84,763
奨学金事業を除く事業費	14,379	32,110	1,444	-	47,933
うち、人件費(事業系)	14,379	5,132	1,029	-	20,539
物件費	-	26,978	416	-	27,394
奨学金事業業務経費	36,830	-	-	-	36,830
特殊経費	482	77	6	688	1,253
借入金等償還	5,366,842	-	-	-	5,366,842
借入金等利息償還	242,851	-	-	-	242,851
学資支給基金補助金経費	16	-	-	-	16
学資支給金補助金経費	1,286,682	-	-	-	1,286,682
留学生交流支援事業費補助金経費	-	44,482	-	-	44,482
寄附金事業費	1,875	3,538	-	-	5,413
計	11,086,921	80,207	1,450	11,556	11,180,135

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【奨学金の貸与及び支給】

奨学金の貸与及び支給に係る金額は仮のものであり、今後、変更する場合がある。

【国庫補助金】

国庫補助金は、育英資金返還免除等補助金(返還免除補填金及び回収不能債権補填金)、学資支給金補助金、留学生交流支援事業費補助金とする。

回収不能債権補填金として国が負担する額は、「中期目標」及び「債権管理規程」に基づき適正に債権管理した結果、破綻債権として償却が認められたものに限定する。

【人件費の見積り】

期間中総額 20,736百万円を支出する。

ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

1. 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha 1 \times \sigma$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度における業務部門人件費。

 $\alpha 1$: 業務人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数を決定。

2. 業務部門物件費

(1) 毎事業年度の業務部門物件費(C)については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = R(y) + T(y) + D(y)$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma$$

$$T(y) = T(y-1) \times \alpha 2$$

C(y) : 当該事業年度における業務部門物件費。

R(y) : 当該事業年度における業務部門物件費(奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く)。R(y-1)は直前の事業年度における業務部門物件費(奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

T(y) : 当該事業年度における奨学金事業業務経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 2$: 奨学金事業業務経費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

D(y) : 新規に追加される業務経費。

(2) 令和10年度の奨学金貸与業務に関する費用は、以下の数式の条件を満たすものとする。

期首要回収額の伸び率(令和10年度額/令和5年度基準額) > 奨学金貸与業務に関する費用の伸び率(令和10年度額/令和5年度基準額)

なお、令和5年度の基準額は次のとおりとする。

① 期首要回収額 839,494,540千円

② 奨学金貸与業務に関する費用 7,740,014千円

※ 奨学金貸与事業に関する費用とは、奨学金事業業務経費から、特殊経費(システム改修費用)を除外した経費をいう。

3. 一般管理部門人件費

毎事業年度の一般管理部門人件費(Pk)については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times M1 \times \sigma$$

Pk(y) : 当該事業年度における一般管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門人件費。

M1 : 管理人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4. 一般管理部門物件費

毎事業年度の一般管理部門物件費(Ck)については、以下の数式により決定する。

$$Ck(y) = Rk(y) + Tk(y)$$

$$Rk(y) = Rk(y-1) \times \beta$$

Ck(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費。

Rk(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。

Rk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。

Tk(y) : 当該事業年度における公租公課・土地借料。

5. 自己収入

毎事業年度の自己収入(B)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度における自己収入。

δ : 収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

6. 運営費交付金

毎事業年度に交付される運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{C(y) - T(y) - D(y)\} \times \alpha 3 + T(y) + D(y) + \{Ck(y) - Tk(y)\} \times M2 + Tk(y) + P(y) + Pk(y) - B(y) + \varepsilon(y)$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

$\alpha 3$: 業務効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

M2 : 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。退職の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費で、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・人件費調整係数	σ	令和6年度以降の年次見込に基づき試算
・消費者物価指数	β	1.0000
・業務政策係数	γ	1.0000
・収入政策係数	δ	令和6年度以降の年次見込に基づき試算
・業務効率化係数	$\alpha 3$	0.9897
・一般管理効率化係数	M2	0.9805
・奨学金事業業務経費	T	要返還債権の増等を反映して試算

令和6年度～令和10年度 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
収入					
借入金等	5,046,634	-	-	-	5,046,634
運営費交付金	39,779	25,154	1,450	11,555	77,938
育英資金返還免除等補助金	20,796	-	-	-	20,796
学資支給金補助金	1,286,682	-	-	-	1,286,682
留学生交流支援事業費補助金	-	44,482	-	-	44,482
寄附金収入	1,875	3,538	-	-	5,413
貸付回収金	4,475,917	-	-	-	4,475,917
貸付金利息等	221,220	-	-	-	221,220
政府補助金	1,417	-	-	-	1,417
事業収入	-	4,613	-	-	4,613
雑収入	11,911	2,419	-	1	14,332
計	11,106,230	80,207	1,450	11,556	11,199,444
支出					
奨学金貸与事業費	4,136,965	-	-	-	4,136,965
一般管理費	-	-	-	10,868	10,868
うち、人件費(管理系)	-	-	-	5,484	5,484
物件費	-	-	-	5,384	5,384
業務経費	51,209	32,110	1,444	-	84,763
奨学金事業を除く事業費	14,379	32,110	1,444	-	47,933
うち、人件費(事業系)	14,379	5,132	1,029	-	20,539
物件費	-	26,978	416	-	27,394
奨学金事業業務経費	36,830	-	-	-	36,830
特殊経費	482	77	6	688	1,253
借入金等償還	5,366,842	-	-	-	5,366,842
借入金等利息償還	242,851	-	-	-	242,851
学資支給金補助金経費	1,286,682	-	-	-	1,286,682
留学生交流支援事業費補助金経費	-	44,482	-	-	44,482
寄附金事業費	1,875	3,538	-	-	5,413
計	11,086,905	80,207	1,450	11,556	11,180,119

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度 予算(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
収入					
学資支給基金補助金	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
支出					
学資支給基金補助金経費	16	-	-	-	16
計	16	-	-	-	16

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(2) 収支計画

令和6年度～令和10年度 収支計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	1,703,790	80,331	1,441	11,550	1,797,112
業務経費	1,682,875	74,872	1,382	-	1,759,130
寄附金事業費	1,876	3,538	-	-	5,414
一般管理費	-	-	-	11,309	11,309
減価償却費	19,039	1,920	58	241	21,259
臨時損失	1	-	-	-	1
収益の部					
経常収益	1,703,568	80,226	1,441	12,294	1,797,528
運営費交付金収益	37,371	23,138	1,298	10,764	72,571
施設費収益	-	-	-	142	142
自己収入	233,153	7,032	-	-	240,185
寄附金収益	1,876	3,538	-	-	5,414
補助金等収益	1,326,178	44,468	-	-	1,370,646
財源措置予定額収益	87,837	-	-	-	87,837
賞与引当金見返に係る収益	1,091	390	78	415	1,974
退職給付引当金見返に係る収益	597	248	7	54	905
資産見返負債戻入	15,466	1,411	58	917	17,852
財務収益	-	-	-	1	1
臨時利益	1	-	-	-	1
純利益	△222	△105	-	743	416
目的積立金取崩額	-	26	-	-	26
総利益	△222	△105	-	743	416

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度 収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	1,703,774	80,331	1,441	11,550	1,797,096
業務経費	1,682,859	74,872	1,382	-	1,759,114
寄附金事業費	1,876	3,538	-	-	5,414
一般管理費	-	-	-	11,309	11,309
減価償却費	19,039	1,920	58	241	21,259
臨時損失	1	-	-	-	1
収益の部					
経常収益	1,703,552	80,226	1,441	12,294	1,797,512
運営費交付金収益	37,371	23,138	1,298	10,764	72,571
施設費収益	-	-	-	142	142
自己収入	233,153	7,032	-	-	240,185
受託収入	-	-	-	-	-
寄附金収益	1,876	3,538	-	-	5,414
補助金等収益	1,326,162	44,468	-	-	1,370,629
財源措置予定額収益	87,837	-	-	-	87,837
賞与引当金見返に係る収益	1,091	390	78	415	1,974
退職給付引当金見返に係る収益	597	248	7	54	905
資産見返負債戻入	15,466	1,411	58	917	17,852
財務収益	-	-	-	1	1
臨時利益	1	-	-	-	1
純利益	△222	△105	-	743	416
目的積立金取崩額	-	26	-	-	26
総利益	△222	△105	-	743	416

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度 収支計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	16	-	-	-	16
業務経費	16	-	-	-	16
臨時損失	-	-	-	-	-
収益の部					
経常収益	16	-	-	-	16
補助金等収益	16	-	-	-	16
臨時利益	-	-	-	-	-
純利益	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-	-

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(3) 資金計画

令和6年度～令和10年度 資金計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	△17,958,006	△79,100	△1,437	△12,355	△18,050,898
学資金貸与	△4,136,965	-	-	-	△4,136,965
学資金支給	△1,286,698	-	-	-	△1,286,698
人件費支出	△14,462	△5,661	△1,034	△5,516	△26,674
短期借入金の返済による支出	△6,875,000	-	-	-	△6,875,000
長期借入金の返済による支出	△5,366,842	-	-	-	△5,366,842
支払利息	△242,851	-	-	-	△242,851
寄附金事業による支出	△1,875	△3,138	-	-	△5,013
その他の業務支出	△33,313	△70,401	△403	△6,213	△110,329
国庫納付金の支払額	-	-	-	△627	△627
投資活動による支出	△1,580	△1,107	△13	△2,859	△5,559
財務活動による支出	△3,435	△347	-	-	△3,782
次期中期目標期間への繰越金	336,345	476	355	476	337,652
資金収入					
業務活動による収入	17,982,630	78,443	1,450	11,685	18,074,208
運営費交付金による収入	39,779	25,154	1,450	11,555	77,938
政府補給金による収入	1,417	-	-	-	1,417
国庫補助金による収入	1,308,302	44,482	-	-	1,352,784
貸付回収金による収入	4,475,917	-	-	-	4,475,917
学資金支給金の回収による収入	728	-	-	-	728
短期借入による収入	6,875,000	-	-	-	6,875,000
長期借入による収入	5,045,781	-	-	-	5,045,781
貸付金利息	221,220	-	-	-	221,220
その他の業務収入	12,006	7,378	-	130	19,514
寄附金収入	2,481	1,428	-	-	3,909
投資活動による収入	3,119	-	-	-	3,119
施設整備費による収入	2,970	-	-	-	2,970
その他の投資収入	149	-	-	-	149
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前期中期目標期間からの繰越金	316,736	3,918	355	954	321,962

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	△17,957,990	△79,100	△1,437	△12,355	△18,050,882
学資金貸与	△4,136,965	-	-	-	△4,136,965
学資金支給	△1,286,682	-	-	-	△1,286,682
人件費支出	△14,462	△5,661	△1,034	△5,516	△26,674
短期借入金の返済による支出	△6,875,000	-	-	-	△6,875,000
長期借入金の返済による支出	△5,366,842	-	-	-	△5,366,842
支払利息	△242,851	-	-	-	△242,851
寄附金事業による支出	△1,875	△3,138	-	-	△5,013
その他の業務支出	△33,313	△70,401	△403	△6,213	△110,329
国庫納付金の支払額	-	-	-	△627	△627
投資活動による支出	△1,580	△1,107	△13	△2,859	△5,559
財務活動による支出	△3,435	△347	-	-	△3,782
次期中期目標期間への繰越金	336,282	476	355	476	337,589
資金収入					
業務活動による収入	17,982,581	78,443	1,450	11,685	18,074,159
運営費交付金による収入	39,779	25,154	1,450	11,555	77,938
政府補助金による収入	1,417	-	-	-	1,417
国庫補助金による収入	1,308,302	44,482	-	-	1,352,784
貸付回収金による収入	4,475,917	-	-	-	4,475,917
学資金支給金の回収による収入	679	-	-	-	679
短期借入による収入	6,875,000	-	-	-	6,875,000
長期借入による収入	5,045,781	-	-	-	5,045,781
貸付金利息	221,220	-	-	-	221,220
その他の業務収入	12,006	7,378	-	130	19,514
寄附金収入	2,481	1,428	-	-	3,909
投資活動による収入	3,119	-	-	-	3,119
施設整備費による収入	2,970	-	-	-	2,970
その他の投資収入	149	-	-	-	149
前期中期目標期間からの繰越金	316,706	3,918	355	954	321,933

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度 資金計画(学資支給業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	奨学金事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	△16	-	-	-	△16
学資金支給	△16	-	-	-	△16
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	-	-
投資活動による支出	-	-	-	-	-
次期中期目標期間への繰越金	63	-	-	-	63
資金収入					
業務活動による収入	49	-	-	-	49
国庫補助金による収入	-	-	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	49	-	-	-	49
その他の業務収入	-	-	-	-	-
前期中期目標期間からの繰越金	30	-	-	-	30

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。